要　　望　　書

令和８年１１月４日

京葉広域行政連絡協議会

豪雨等による水害対策に関する緊急要望について

近年の気候変動に伴い、台風の大型化や集中豪雨が頻発化しており、全国各地で大規模水害が発生している中、令和８年８月千葉豪雨や台風第 25 号では、県内各地においてこれまでに類を見ない深刻な被害が生じました。

京葉３市においても、道路冠水や住家浸水、がけ地の崩壊による土砂災害など、甚大な被害が発生し、住民生活や地域経済に大きな影響が生じました。

これまでも、各市においては、住民の安全・安心を守るため、避難所環境整備や内水氾濫対策など計画的に取り組むとともに、本協議会を通じた広域・単独要望により、水害への対策を要望してきたところです。

県におかれては、この度の県内各地の被災状況を踏まえ、様々な県独自の応急対策や被災者支援を迅速に行っていただき感謝申し上げます。

そのような中、今後も想定される激甚化する水害から住民の生命と財産を守るため、水害に対するより一層の備えとともに、被害発生時に速やかに対応できる体制の整備等が急務です。

ついては、下記の事項への対応について緊急要望いたします。

記

(1) 道路・河川等の排水対策等について

アンダーパスを含む主要な県管理道路において、大雨が予測される状況が生じた場合は、側溝及び集水桝の機能を維持するため、事前の清掃等を含めた適切な維持管理を徹底するとともに、常習的に冠水が生じている箇所には集水桝の増設等、必要な道路排水施設の整備を行い、十分な排水機能を確保すること。

また、道路冠水等により県管理道路の通行止めを実施する場合には、各市の災害対応や市民の避難行動等に影響を及ぼすことから、速やかに各市へ情報共有を図ること。

さらに、集中豪雨時においても適切に排水処理ができるよう、県管理河川の河道掘削、定期的な浚渫工事や除草を実施すること。

併せて、中長期的な治水対策として、整備途中の河川や調節池を早期に整備すること。

(2) 海岸保全施設及び河川施設の整備・維持管理について

高潮対策については、県の責任において海岸保全施設及び河川施設（護岸、水門、排水機場等）としての機能を確保できるよう、整備を促進する

とともに、集中豪雨時においても適切に機能を発揮するよう、点検・保守等の維持管理を行うこと。

(3) 国に対する要望等について

豪雨等による被害に対する支援に関して、支援範囲の拡充等の見直しを国に対して要望すること。

- 道路啓開を行った場合における車両移動等の費用負担に対する財政措置
- 道路等における小規模土砂撤去の費用負担に対する財政措置
- 住宅の応急修理の範囲拡大（「エアコンの室外機」を対象に加えること）
- 被災者生活再建支援法の適用について、半壊、一部損壊、床上浸水、液状化被害等の世帯への対象拡大

その他豪雨災害への対応により多大な財政負担が生じていることに加え、今後大規模水害が発生した場合には、災害廃棄物置き場の確保等、更なる負担が生じることが想定されることから、県において必要な支援を行うともに、国に対し、十分な財政的支援を講じるよう強く働きかけを行うこと。

以上のことについて要望します。

令和８年１１月４日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

京葉広域行政連絡協議会

会　　長　　松戸　　徹

船橋市長　　松戸　　徹

市川市長　　田中　　甲

浦安市長　　内田　　悦嗣